



島根県報

平成28年7月8日（金）

第2,816号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による施術機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	2
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（障 が い 福 祉 課）	2
県営土地改良事業の工事の完了	（農 村 整 備 課）	3
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	3
解除予定保安林	（ " ）	4

【雑 報】

平成28年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験の実施	（消 防 総 務 課）	4
平成28年度液化石油ガス設備士試験の実施	（ " ）	6

【正 誤】

平成24年6月8日付け島根県報第2,399号中	（中 小 企 業 課）	7
平成24年9月14日付け島根県報第2,427号中	（ " ）	7
平成25年5月17日付け島根県報第2,495号中	（ " ）	7

告 示**島根県告示第490号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成28年7月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
小山 哲史	あゆみ整骨院	柔道整復	益田市乙吉町イ336-15	平成26年12月8日
福岡 世司	遠藤鍼灸接骨院 江津院	柔道整復	江津市嘉久志町2306-30 グリーンモール3F	平成26年10月8日
西田 完	紺屋町にしだ整骨院	柔道整復	浜田市紺屋町43番地5 オ リンピアビル1F-D	平成26年8月17日
川下 武志	アクシア接骨院	柔道整復	松江市竹矢町1839-2 花 井マンション103	平成28年3月15日
濱田 義也	さくら整骨院	柔道整復	松江市大庭町1808-10	平成28年5月25日

島根県告示第491号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成28年7月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
石原薬局	居宅療養管理指導	石原薬局	出雲市平田町991-1	平成28年7月1日
	介護予防居宅療養管理指導			
株式会社 ハーツ	福祉用具貸与	(株) ハーツ ハートケア事業部	益田市かもしま東町4番地 15	平成28年7月1日
	介護予防福祉用具貸与			
株式会社 ハーツ	福祉用具販売	(株) ハーツ ハートケア事業部	益田市かもしま東町4番地 15	平成28年7月1日
	介護予防福祉用具販売			

島根県告示第492号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成28年7月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
一般社団法人ブルームキャリアステーション	放課後等デイサービス りぶれ	松江市上乃木九丁目12-13	平成28年7月1日

島根県告示第493号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成28年7月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	完了年月日
半田地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	平成28年3月22日

島根県告示第494号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年7月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町九日市568、575、1136、1136-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

邑智郡美郷町九日市568、575、1136、1136-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第495号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年7月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
 邑智郡美郷町潮村200、201-2、204、391-1
- 2 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第496号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 7 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
 益田市木部町イ1880-10
- 2 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
 道路用地とするため

雑 報

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第31条の2の規定により、島根県知事の委任に係る平成28年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施するので、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和41年通商産業省令第54号）第11条第2項の規定により公示する。

平成28年 7 月 8 日

高圧ガス保安協会会長 市 川 祐 三

- 1 試験の種類
 - 乙種化学責任者試験
 - 乙種機械責任者試験
 - 丙種化学責任者試験（液石）
 - 丙種化学責任者試験（特別）
 - 第二種冷凍機械責任者試験
 - 第三種冷凍機械責任者試験
 - 第一種販売主任者試験

第二種販売主任者試験

2 試験日時

平成28年11月13日（日）午前9時30分

3 試験地

松江市及び江津市

4 受験資格

年齢、学歴及び経験に関係なく誰でも受験できる。

5 合格基準

合格基準点は、各科目とも満点の60パーセント程度とする。

6 受験願書（案内）の常置場所

(1) 電子配布

平成28年7月8日（金）から高圧ガス保安協会のホームページ（<http://www.khk.or.jp>）掲載

(2) 書面配布

平成28年7月8日（金）から次の試験事務所で無料配布する。

〒690-0886 松江市母衣町55番地4 商工会館7F

一般社団法人島根県LPガス協会内 島根県試験事務所

電話番号0852-21-9716 FAX番号0852-27-8050

（受験願書等の受験に必要な書類を郵便により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は、受験者負担とする。）

7 受験願書受付期間及び受付方法

(1) 電子受付

平成28年8月22日（月）午前10時から同年9月2日（金）午後5時まで高圧ガス保安協会ホームページ（<http://www.khk.or.jp>）で受け付ける。

受付期間中、24時間受け付ける。

(2) 書面受付

平成28年8月22日（月）から同年9月2日（金）まで島根県試験事務所で、郵送又は直接受け付ける。（受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで。土日祝日を除く。）

郵送による場合は、平成28年9月2日（金）までの消印があるもの（料金別納郵便、料金後納郵便、メール宅配便等それに類似するものにあつては、平成28年9月2日（金）までに到着したもの）に限り受け付ける。ただし、全科目免除に該当する者は、試験の種類に関係なく全て高圧ガス保安協会試験センターに提出すること。

8 受験手数料

試験の種類	受験手数料	
	電子受付	書面受付
乙種化学責任者試験、乙種機械責任者試験及び第二種冷凍機械責任者試験	8,500円	9,000円
丙種化学責任者及び第三種冷凍機械責任者試験	7,900円	8,400円
第一種販売主任者試験	7,100円	7,600円
第二種販売主任者試験	5,500円	6,000円

9 受験上の注意

試験当日、受験票に所定の写真を貼付の上、持参すること。受験票を持参しなかった場合又は受験票に写真を貼付していない場合は、受験できないものとする。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の6第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成28年度液化石油ガス設備士試験を次のとおり実施するので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第104条第5項の規定により公示する。

平成28年7月8日

高圧ガス保安協会会長 市 川 祐 三

1 試験の種類

液化石油ガス設備士試験

2 試験日時

筆記試験 平成28年11月13日（日） 午前9時30分

技能試験 平成28年12月4日（日） 液化石油ガス設備士技能試験受験票の技能試験日時欄に記載された時間

3 試験地

筆記試験 松江市及び江津市

技能試験 液化石油ガス設備士技能試験受験票の技能試験会場欄に記載された場所

4 受験資格

年齢、学歴及び経験に関係なく誰でも受験できる。

5 合格基準

合格基準点は、筆記（各科目）・技能試験とも、それぞれ満点の60パーセント程度とする。

6 受験願書（案内）の常置場所

(1) 電子配布

平成28年7月8日（金）から高圧ガス保安協会のホームページ（<http://www.khk.or.jp>）掲載

(2) 書面配布

平成28年7月8日（金）から次の試験事務所で無料配布する。

〒690-0886 松江市母衣町55番地4 商工会館7F

一般社団法人島根県LPガス協会内 島根県試験事務所

電話番号0852-21-9716 FAX番号0852-27-8050

（受験願書等の受験に必要な書類を郵便により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は、受験者負担とする。）

7 受験願書受付期間及び受付方法

(1) 電子受付

平成28年8月22日（月）午前10時から同年9月2日（金）午後5時まで高圧ガス保安協会ホームページ（<http://www.khk.or.jp>）で受け付ける。

受付期間中、24時間受け付ける。

(2) 書面受付

平成28年8月22日（月）から同年9月2日（金）まで島根県試験事務所で、郵送又は直接受け付ける。（受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで。土日祝日を除く。）

郵送による場合は、平成28年9月2日（金）までの消印があるもの（料金別納郵便、料金後納郵便、メール宅配便等それに類似するものにあつては、平成28年9月2日（金）までに到着したもの）に限り受け付ける。

8 受験手数料

(1) 電子受付 20,200円

(2) 書面受付 20,700円

9 受験上の注意

試験当日、受験票に所定の写真を貼付の上、持参すること。受験票を持参しなかった場合又は受験票に写真を貼付し

ていない場合は、受験できないものとする。

正 誤

平成24年6月8日付け島根県報第2,399号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
9	上から5	イオンタウン株式会社 代表取締役 大門 淳 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	三菱UFJリース株式会社 代表取締役 村田 隆一 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 東京センチュリーリース株式会社 代表取締役 浅田 俊一 東京都港区浜松町二丁目4番1 号 JA三井リース株式会社 代表取締役 安田 義則 東京都品川区東五反田二丁目10番2号

平成24年9月14日付け島根県報第2,427号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
5	上から17	イオンタウン株式会社 代表取締役 大門 淳 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 東京センチュリーリース株式会社 代表取締役 浅田 俊一 東京都千代田区神田練堀町3番 地 JA三井リース株式会社 代表取締役 安田 義則 東京都品川区東五反田二丁目10番2号

平成25年5月17日付け島根県報第2,495号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
19	上から2	イオンタウン株式会社 代表取締役 大門 淳 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 東京センチュリーリース株式会社 代表取締役 浅田 俊一 東京都千代田区神田練堀町3番 地 JA三井リース株式会社 代表取締役 安田 義則 東京都品川区東五反田二丁目10番2号